

# 医療機関専用 火災保険制度

企業総合補償保険



医療機関専用火災保険制度は、  
開業医の先生を対象とした専用の火災保険です。

集団扱一括払割引+  
集団扱大口割引

(詳しくは中面「Point1」をご覧ください。)

約**10%**割引

# 火災はもちろん 貴院を取りまく“火災以外の 事故”も 医療機関専用火災保険制度 におまかせください！

事故件数ランキングでは風災などの自然災害や破損、汚損や水濡れなどの日常におけるアクシデントが上位です。火災の補償だけでは貴院を守ることはできません。



実際のデータで  
必要な備えを  
考えましょう！

事故件数ランキング

第1位



風 災

第2位



不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)

第3位



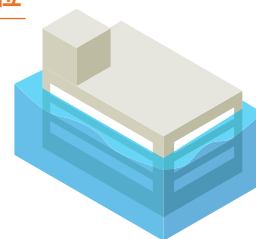
火 災

第4位



漏水などによる水濡れ

第5位



水 災

〈2016年度 損保ジャパン日本興亜の店舗総合保険 保険金支払実績〉より  
2016年度のデータのため、旧社名の表記となっております。

## 保険の対象物件について

物件区分を問わず、法人所有の物件および事業目的のみに使用される個人所有の物件が保険の対象です。

※家財および物件区分問わず、個人所有の専用住宅建物、併用住宅建物は対象外です。

物 件		所有者	
		法 人	個 人
一般物件	事業目的のみに使用される建物 および収容設備、什器	●	●
	併用住宅物件	●	×
住宅物件			×(対象外)

# 医療機関専用火災保険制度は、 クリニックのニーズに応える保険

オプション

建物を  
補償



医療機器も  
補償



さらに



地震  
保険で

地震にも  
対応



建物と医療機器

建物のみ

医療機器のみ

が選べます。

火災により損傷しなかった機器でも使用できない場合に備えて  
**被災設備修復サービス**がご利用いただけます！

火災などにより損傷しなかった機器でも「煙による煤」「消火活動による消化剤」の影響で、使用できない可能性があります。  
その場合、サービスを活用した「修復」により、医療機能の早期復旧を支援します。

詳しくは6p

## 火災以外の事故のお支払保険金例（損保ジャパン調べ）

不測かつ突発的な事故  
(破損・汚損など)

フラットパネルを誤って落としてしまい破損した。

お支払保険金例

59.7万円



台風による看板の損傷

屋外の独立した看板が台風で破損した。

お支払保険金例

91.9万円

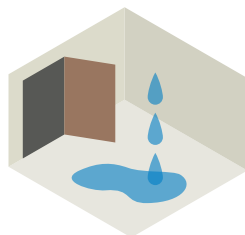


漏水などによる水濡れ

天井裏の水道管が破損し  
水濡れ損害が発生した。

お支払保険金例

71.1万円

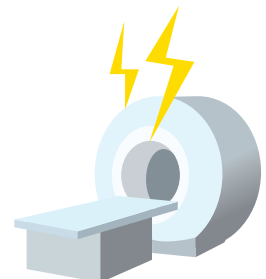


電氣的・機械的事故

突発的な停電によりMRIが損傷した。

お支払保険金例

879.3万円



※これは事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

# 医療機関専用火災保険制度 7つの特長

## Point 1

集団扱一括払5%割引と  
集団扱大口割引5%で合わせて

約10%<sup>※</sup>の

スケールメリットを生かした割引があります。

(※ (0.95×0.95-1)×100%=9.75%)

## Point 2

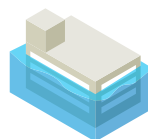
火災・落雷などの従来の補償はもちろん

風災  
ひょう災  
雪災



20万円未満の損害に  
ついてもお支払い

水災



実際の損害額を  
お支払い(保険金限度額)

不測かつ  
突発的な事故



オールリスクの  
補償となります

を補償します

## Point 3

基本補償以外に  
先生方が必要な補償を  
オプションとして  
選択できます。

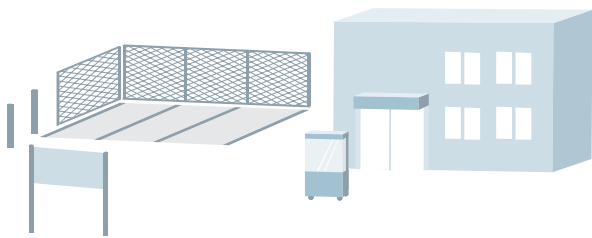
火災	風災、 <sup>ひょう</sup> 雹災、雪災	水災
落雷	漏水などによる 水 <sup>ぬ</sup> 濡れ	建物外部からの 物体の落下・ 飛来・衝突など
破裂・爆発	<sup>じょう</sup> 騒擾・集団行動等に 伴う暴力行為	盗難による 盗取・損傷・汚損
	不測かつ突発的な 事故(破損・汚損など)	さらに補償を上げる オプション(各種特約)



#### Point 4

## 看板や駐車場の ポールなどの 屋外設備を補償

個別に保険金額を設定し、明記することで「移動式」のものであっても補償の対象となります。

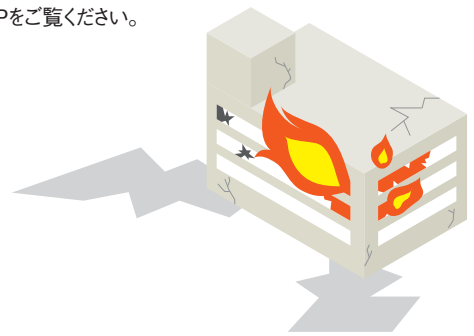


#### Point 5

オプション

## 地震危険補償特約を セットすることで、 地震または噴火による火災、 損壊、水災（津波等）などの 損害を補償

※詳しくは6Pをご覧ください。



#### Point 6

オプション

## 医療機器の 電氣的・機械的 事故を補償



#### Point 7

オプション

## クリニックの利用者の 過失による事故について 保険金をお支払いした場合に 保険会社から利用者 にご請求を行いません

(代位求償権不行使特約)



# 選べる補償内容

## 「損害保険金」補償内容 診療所や病院を経営される先生方ならではの補償をご用意しました。

補償内容	<b>1 火災</b> <sup>(注1)</sup> 火災により建物や設備什器が焼失した。	<b>2 落雷</b> 落雷により屋根に穴があいた。 落雷により医療機器が壊れた。	<b>3 破裂・爆発</b> <sup>(注1)</sup> ガス漏れにより爆発し、建物の窓ガラスや医療機器が破損した。	◎
	<b>4 風災、雹災、雪災</b> <sup>(注2)</sup> 台風で屋根が壊れ、建物や医療機器が損害を受けた。			○
	<b>5 水災</b> 台風による洪水や土砂崩れにより床上浸水し、建物や医療機器が損害を受けた。			○
	<b>6 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など</b> 自動車が飛び込み、塀や医療機器が壊れた。	<b>7 漏水などによる水濡れ</b> 給排水管からの水漏れで室内や医療機器が水浸しになった。		○
	<b>8 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為</b> 近所で暴動があり、塀や医療機器が壊れた。	<b>9 盗難による盗取・損傷・汚損</b> 泥棒が侵入した際に窓ガラスが壊された。テレビなどの設備什器が盗まれた。		○
	<b>10 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)</b> 胃カメラを誤って落として壊してしまった。			○
	<b>11 電氣的・機械的事故</b> 落雷により衝撃電圧がかかり、配電盤が破損した。			○

(注1)地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発およびその際の延焼損害については、保険金のお支払いの対象となりません。

(注2)風、雨、雪、雹、砂塵またはその他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災・雹災・雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた場合にかぎります。

設備・什器等を保険の対象とされた場合、業務用通貨・業務用預貯金証書の盗難について、1回の事故につき1敷地内ごとにそれぞれ右記の金額を限度にお支払いします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

業務用通貨	業務用預貯金証書
30万円限度	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額が限度

保険金額(ご契約金額)と保険価額<sup>※1</sup>、自己負担額(免責金額)に応じて右記の算式により算出した額をお支払いします。

### お支払いする損害保険金

### 保険金額

**1 ~ 11 の事故: (損害額<sup>※2</sup> - 自己負担額) × 保険価額(再調達価額)<sup>※1</sup>**

(注)業務用通貨・業務用預貯金証書の盗難の支払限度額は、上記をご覧ください。

※1 保険価額とは、企業総合補償保険の場合は、再調達価額となります。再調達価額とは、保険の対象と同一の構造、室、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な額をいいます。

※2 損害額は、再調達価額によって算出します。ただし修理不可能な場合は、修理費用または再調達価額のいずれか低い額が限度となります。

(注)商品・製品等の場合は、仕入れ価額での保険金額の設定および損害保険金のお支払いとなります。

(1)お支払いする損害保険金は損害額または支払限度額が限度となります。

(2)類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

## 損害保険金のほかにお支払いする費用保険金

### 臨時費用保険金

損害保険金をお支払いする場合に、臨時の出費に充てるための費用を追加で補償します。

**損害保険金×10%**  
(1事故1敷地内につき100万円が限度)

### 修理付帯費用保険金

お支払いの対象となる事故が発生した結果、保険の対象の復旧にあたり生じた費用を補償します。  
※損保ジャパンの承認を得て支出した、必要かつ有益な費用にかぎります。  
(例) 損害の原因の調査費用、保険の対象の仮修理費

**実費**  
(1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額×30%  
または5,000万円のいずれか低い額が限度)

### 残存物取片づけ費用保険金

損害保険金をお支払いする場合に、事故により損害が生じた結果、保険の対象の残存物の取片づけにかかった費用を実費で補償します。  
(例) 取りこわし費用、取片付けのための清掃・搬出費用

**実費**  
(損害保険金×10%が限度)

### 失火見舞費用保険金

火災または破裂・爆発事故により、第三者の所有する物件に損害を与えた場合に、お見舞い金等の費用を補償します。ただし、煙損害・臭気付着による損害は対象外となります。

**被災世帯数 × 20万円**  
(1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額×20%が限度)

### 地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とした火災で、保険の対象である建物が半焼以上となった場合など、一定の要件を満たす場合に保険金をお支払いします。  
※お支払いの要件についてはP7をご覧ください。

**保険金額×5%**  
※保険金額>保険価額の場合は、保険価額×5%  
(1事故1敷地内につき、工場物件:2,000万円、  
工場物件以外:300万円が限度)

### 損害防止費用保険金

火災、落雷、破裂・爆発の事故が発生した際に、損害の発生または拡大の防止のために支出した有益な費用を補償します。  
(例) 消火活動に使った消火剤の再調達費用

**実費 ×  $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$**   
(保険金額 (保険金額>保険価額の場合は保険価額) から事故で支払われる損害保険金の額を差し引いた額が限度)

## オプション

## 地震危険補償特約

(財物補償条項にセットします。)

### 地震危険補償特約に加入することで “地震時のサポート”をします!

#### ● 火災保険に加入しているだけでは地震または噴火による損害は補償されません。

(地震火災費用保険金で補償される一部費用を除き、地震による火災損害も補償されません。)

#### ● 地震危険補償特約をセットすることで、地震または噴火による火災、損壊、水災(津波等)などの損害が補償されます。

#### ● 地震危険補償の対象は建築基準法の耐震基準を満たす建物、屋外設備・装置およびそれらに収容される設備・什器、商品

※1970年以前に建築された物件については、一部お引受けできない地域があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 被災設備修復サービスがご利用いただけます!

火災などにより損傷しなかった機器でも「煙による煤」「消火活動による消化剤」の影響で、使用できない可能性があります。その場合、サービスを活用した「修復」により、医療機能の早期復旧を支援します。

#### 施設にこのような機器がありましたら、 リカバリープロの「修復」が有効に活用できます。

- 早期に復旧が出来ない場合、  
医業機能維持に影響する機器
- 交換部品などがすぐに  
手に入らない機器
- 特殊な機能を持った代替が  
不可能な機器
- 焼損しなかったが、清掃しないと  
使用できない機器

#### リカバリープロ社の被災設備修復サービス

火災・水災などで汚染した建物・機械設備の煙・煤等による災害汚染の調査、汚染除去を行います。今まで新品に交換する以外に方法がなかった機械設備を被災前の機能・状態に修復し、事業の早期復旧を支援します。

被災設備修復サービスの詳細は、取扱代理店または  
損保ジャパンまでお問い合わせください。

# ご注意点

## 企業総合補償保険のあらまし

		保険金をお支払いする場合の概要	お支払いする保険金の概要						
企業総合補償保険	財物補償条項	<p>ご契約時に選択した以下の事故についてお支払いします。</p> <p>①火災、落雷、破裂・爆発                      ②風災・雹災・雪災<sup>(注1)</sup><sup>(注2)</sup>                      ③水災<sup>(注3)</sup>                      ④電氣的・機械的事故                      ⑤車両・航空機の衝突、水濡れ、騒擾                      ⑥建物の外部からの物体の落下・飛来等、盗難                      ⑦①～⑥以外の不測かつ突発的な事故</p> <p>(注1) 風、雨、雪、雹、砂塵またはその他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災・雹災・雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた場合にかぎります。</p> <p>(注2) 損害保険金のお支払いにおいては、雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。</p> <p>(注3) 水災危険限定補償特約をセットする場合のお支払方法については、[水災危険限定補償特約をセットした契約に関するご注意]をご覧ください。</p>	<p style="text-align: right;"><b>保険金額</b></p> <p>(損害額<sup>(注1)</sup>－自己負担額(免責金額)) × <math>\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}</math>                      (再調達価額、以下同様)<sup>(注2)</sup></p> <p>ただし、損害額または支払限度額が限度となります。                      また、自己負担額はご契約時に設定いただきます</p> <p>(注1) 損害額は、再調達価額によって算出します。ただし修理可能な場合は、修理費用または再調達価額のいずれか低い額が限度となります。</p> <p>(注2) 損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、企業総合補償保険の場合は、再調達価額となります。</p> <p>● 設備・什器等が保険の対象の場合                      業務用通貨・業務用預貯金証書の盗難のお支払限度額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>盗難にあったもの</th> <th>1事故の限度額(1敷地内ごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務用通貨</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>業務用預貯金証書</td> <td>300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table>	盗難にあったもの	1事故の限度額(1敷地内ごと)	業務用通貨	30万円	業務用預貯金証書	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額
		盗難にあったもの	1事故の限度額(1敷地内ごと)						
		業務用通貨	30万円						
		業務用預貯金証書	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額						
		<p><b>臨時費用</b></p> <p>①～⑦の事故により損害保険金がお支払される場合</p>	<p>損害保険金×10%                      (1事故1敷地内につき100万円が限度)</p>						
<p><b>残存物取片づけ費用</b></p> <p>①～⑦の事故により損害保険金がお支払される場合</p>	<p>残存物の取片づけをするのに実際にかかった費用                      (損害保険金の10%が限度)</p>								
<p><b>修理付帯費用</b></p> <p>①～⑦のうち、補償の対象として選択した事故により保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり、損保ジャパンの承認を得て必要かつ有益な費用を支出したとき</p>	<p>損保ジャパンの承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用                      (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額の合計額の30%または5,000万円のいずれか低い額が限度)</p>								
<p><b>失火見舞費用</b></p> <p>保険の対象またはその収容建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により他人の所有物に損害(煙損害・臭気付着損害を除きます。)が生じたとき</p>	<p>被災世帯数×20万円                      (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額の合計額の20%が限度)</p>								
<p><b>地震火災費用</b></p> <p>地震、噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)により次のような火災が発生したとき(地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)</p> <p>(1) 保険の対象が建物である場合は、建物が半焼以上となったとき                      (2) 保険の対象が動産である場合は、動産を収容する建物が半焼以上となったとき</p> <p>※「半焼」とは、建物の主要構造部の火災による損害の額が保険価額の20%以上となった場合、または焼失床面積がその建物の延べ床面積の20%以上となった場合をいいます。</p>	<p>保険金額×5%                      ただし、保険金額&gt;保険価額の場合は、保険価額×5%                      (1事故1敷地内につき</p> <p>工場物件 : 2,000万円                      工場物件以外 : 300万円 が限度)</p> <p>※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回の地震等とみなします。</p>								
<p><b>損害防止費用</b></p> <p>①の事故の際に損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したとき</p>	<p style="text-align: right;"><b>保険金額</b></p> <p>実費 × <math>\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}</math></p> <p>(保険金額(保険金額&gt;保険価額の場合は保険価額) から                      ①の事故で支払われる損害保険金の額を差し引いた額が限度)</p>								

## 保険金をお支払いできない主な場合

### (財物補償条項、費用・利益補償条項共通)

次のような事由によって生じた損害または損失については保険金をお支払いしません。

- ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)の故意、もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争、内乱、暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失
- 核燃料物質に起因する事故

- サイバー攻撃等の結果として生じた事故。ただし、保険の対象(敷地外ユーティリティ設備は含みません。)に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。 など

### (財物補償条項)

次のような事由によって生じた損害については保険金をお支払いしません。

- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 など



P7の②「<sup>ひょう</sup>風災・雹災・雪災」によって以下に掲げる物に生じた損害に対しては、損害保険金をお支払いしません。

- ゴルフネット（ポールを含みます。）
- 自動車（明記物件）
- 屋外にある原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材
- 仮設の建物（年間の使用期間が3か月以下のものにかぎります。）およびこれに収容される動産
- 建築中の屋外設備・装置
- 栈橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置
- 海上に所在する建物およびこれに収容される動産ならびに設備・装置

発生原因を問わず、P7の④「電気的故障・機械的故障」、⑤「車両・航空機の衝突、水濡れ、騒擾」、⑥「建物の外部からの物体の落下・飛来等、盗難」および⑦「①～⑥以外の不測かつ突発的な事故」によって生じた次のような損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 差押え、没収等の公権力の行使により生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合は除きます。
- 保険の対象の置き忘れ、紛失または廃棄によって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 万引きその他不法侵入によらない盗難損害。ただし、暴行または脅迫行為を伴う場合は除きます。
- 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害
- 楽器に生じた絨（ピアノ線を含みます。）のみの切断または打楽器の打皮のみの破損、音色・音質の変化の損害
- 電力の停止または異常な供給により、保険の対象のうち商品・製品等のみに生じた損害
- 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、ご契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥については除きます。
- 自然の消耗もしくは劣化、性質による蒸れ、腐敗、変色、さび、かびなどで生じた損害
- 保険の対象に対する修理・清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

- 加工または製造中の動産の加工または製造に起因して生じた損害
- 通貨、有価証券等の盗取によって生じた損害。ただし、設備・什器等が保険の対象である場合において損害保険金をお支払いするときに除きます。
- 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品等（明記物件）の盗取によって生じた損害
- 管球類に単独に生じた損害
- 保管場所の営業時間外において、金庫外に保管中の宝石・貴金属等について生じた盗難による損害
- 冷凍・冷蔵物の温度変化による損害（工場物件の場合は、P7の①から③の事故によって生じた損害についても保険金をお支払いしません。）など

（休業損失補償条項）

次のような事由によって生じた損失については保険金をお支払いしません。

- 保険契約者または被保険者が所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- 保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害
- 万引きその他不法侵入によらない盗難損害。ただし、暴行または脅迫行為を伴う場合は除きます。
- 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、ご契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥については除きます。
- 自然の消耗もしくは劣化、性質による蒸れ、腐敗、変色、さび、かびなどで生じた損害 など

発生原因を問わず、P7の④から⑦の事故によって生じた次のような損害によって生じた損失に対しては、保険金をお支払いしません。

- 冷凍・冷蔵物の温度変化による損害（工場物件の場合は、P7の①から③の事故によって生じた損害についても保険金をお支払いしません。） など

上記以外にも選択された補償、セットされる特約等により、保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

上記以外にも選択された補償、セットされる特約等により、保険金をお支払いできない場合があります。  
詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## ご契約時にご確認いただきたいこと

### ①建物の構造について、ご確認ください。

保険契約申込書に記載されている建物の構造については、特に次の点についてご注意のうえ、ご確認ください。

- 木造建物であっても、耐火建築物、耐火構造建築物、準耐火建築物、特定避難時間倒壊等防止建築物、省令準耐火建物、主要構造部が耐火構造・準耐火構造の建物、主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物、主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物に該当する建物は、他の木造建物よりも割安な保険料となります。
- 木造建物で外壁がコンクリート造（ALC造を含みます。）等の建物や土蔵造の建物は、継続前契約の有無等により、保険料が変わりますので、ご注意ください。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ②保険金額について、ご確認ください。

万が一、事故が発生した場合にお支払いする保険金は、ご契約時に設定した保険金額が限度となります。

**ご注意** 保険の対象の価額いっぱいには設定しておかないと、事故の際、損害額に対して保険金が不足する場合があります。  
また、保険の対象の価額を超えてご契約されても、お支払いする損害保険金は保険価額が限度になりますので、その超過分はむだになります。

保険の対象の保険価額が1,000万円の場合の例

保険金額を1,000万円を設定したとき



保険金額を500万円を設定したとき（保険金額が不足）



$$500\text{万円 (損害額)} \times \frac{500\text{万円 (保険金額)}}{1,000\text{万円 (保険価額)}} = 250\text{万円} \rightarrow \text{不十分な保険金}$$

※自己負担額（免責金額）を設定している場合は、自己負担額（免責金額）を適用してお支払いします。詳細は、P4をご覧ください。

## 集団扱の場合

集団扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者（補償を受けられる方）がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

集団扱特約をセットできる場合	
保険契約者	集団およびその構成員 (集団およびその構成員の役員または従業員を含みます。)
被保険者 (補償を受けられる方)	①保険契約者、②その配偶者、③これらの同居の親族、④保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族、⑤保険契約者またはその配偶者の別居の非扶養親族(ただし、①～④までの方が保険の対象を共有または使用している場合にかぎります。)なお、集団およびその構成員の役員・従業員も被保険者とすることができます。

※ブランケットポリシー・マルチロケーションについては、集団扱契約としてご契約いただけません。

## ご契約後の契約内容の変更などのご通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、遅滞なく、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。特に、以下の①から⑦までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建物の構造用途の変更</li> <li>② 保険の対象の移転</li> <li>③ 住居部分がなくなった</li> <li>④ 建物の建築年月の変更<br/>(地震保険の建築年割引を適用した場合のみ)</li> <li>⑤ 建物内の職作業、作業規模の変更</li> <li>⑥ 面積の変更</li> <li>⑦ 割増引の変更<br/>(地震保険の割引、公有物件等割引、消火設備割引を適用した場合)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 保険の対象の譲渡<br/>保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、譲渡の事実が発生したときにご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。</li> <li>⑨ ご契約者の住所・通知先変更<br/>保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなりますので、ご注意ください。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、ご連絡ください。</li> <li>⑩ 上記以外の変更<br/>上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。</li> </ul> |
|--|---|

### ●ご通知をいただいた後のご契約の取扱い

上記のご連絡をいただく場合において、以下のア、またはイ、のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。

ア、日本国外に保険の対象が移転したとき      イ、住居部分がなくなったとき(地震保険をセットしている場合のみ)

ご注意

告知等変更特約のセットされたご契約においては、上記の通知事項以外にもご通知いただく事項があるなど、一部取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 特にご注意ください

### 契約締結時における注意事項

#### 1 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

#### 2 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

#### 3 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

#### 4 クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

#### 5 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

ご契約者と被保険者が異なる保険契約を締結される場合は、ご契約者とその旨を必ず保険契約申込書に明記してください。

#### 6 特約等の補償の重複について

次表の特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の可否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。(注)

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

#### <補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
借家人賠償責任特約、 借家人賠償責任総合補償追加特約 (賠償責任補償条項)	個人用火災総合保険(家財のご契約)の借家人賠償責任条項 など
借家人賠償責任総合補償追加特約 (修理費用補償条項)	個人用火災総合保険(家財のご契約)の修理費用条項 など

## 契約締結後における注意事項

### 1 通知義務等

- (1) 前記「ご契約後の契約内容の変更などのご通知」をご確認ください。
- (2) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料を上回らなかったときを除きます。

### 2 契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまで申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 3 重大事由による解除等

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- (1) 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた、または生じさせようとした場合
- (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行った、または行おうとした場合
- (3) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1) から (3) までの事由がある場合と同程度に損保ジャパンのこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

## 万一事故にあわれたら

### 1 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

ただちにご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

### 2 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

### 3 保険金のお支払いについて

上記2の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお

支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 4 示談交渉について

この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身でおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

### 事故が起こった場合

【窓口：事故サポートセンター】  
【受付時間】 24時間 365日

# 0120-727-110

●おかけ間違いにご注意ください。

## その他ご注意いただきたいこと

### 1 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

### 2 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 3 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 4 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

### 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

### 【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

# 0570-022808

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

★企業総合補償保険は、企業総合補償保険普通保険約款でお引き受けする火災保険の商品名です。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約条項」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



## 一般社団法人 日本医師休業共済会 参加団体

北海道	北海道医師協同組合	TEL 011-222-0110	近畿	大阪府医師協同組合	TEL 06-6768-2075	
				京都府保健事業協同組合	TEL 075-223-1493	
関東	大森医師協同組合	TEL 03-3772-2156		神戸医師協同組合	TEL 078-241-8992	
	西東京医師協同組合	TEL 042-524-6411		滋賀県医師協同組合	TEL 077-516-8660	
	東京中央医師協同組合	TEL 03-5524-8701		奈良県医師協同組合	TEL 0742-34-7991	
中部				和歌山県医師協同組合	TEL 073-422-2678	
	静岡県医師協同組合	TEL 054-246-0001		中国	広島県医師協同組合	TEL 082-568-4511
	岐阜県医師会協同組合	TEL 058-274-1116			下関医師協同組合	TEL 083-252-2188
	名古屋市医師会協同組合	TEL 052-933-1620		四国	一般社団法人徳島県医師会	TEL 088-622-0264
	西三河医師会協同組合	TEL 0564-54-0020			一般社団法人高知県医師会	TEL 088-824-8366
	豊橋市医師会協同組合	TEL 0532-47-1028		九州	福岡医師協同組合	TEL 092-852-1540
	富山県医師協同組合	TEL 076-429-7185			北九州医師事業協同組合	TEL 093-512-1723
	石川県医師協同組合	TEL 076-239-4144			沖縄県医師協同組合	TEL 098-889-0081
	福井県医師協同組合	TEL 0776-24-0367				

(2020年12月1日現在)

引受保険会社 担当営業店  
損害保険ジャパン株式会社  
名古屋企業営業部 金融公務室

住所：名古屋市中区丸の内3-22-21  
TEL：052-953-3894

(問い合わせ先)取扱代理店  
名医株式会社

住所：名古屋市東区葵一丁目18番14号  
TEL：052-933-1620  
MAIL：meii.hoken@nagoya-ikyuu.or.jp

募集文書作成担当店

損害保険ジャパン株式会社  
大阪金融公務部 第一課

TEL 06-6449-1050  
受付時間 平日の9時から17時